

横浜市都市計画提案評価委員会の判断に対する提案者からの意見書の要旨と都市計画決定権者の考え方

栄区上郷町地区における都市計画提案

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>本提案については、平成 17 年 3 月 23 日付、横浜市都市経営執行会議の議事内容に基づき、担当部局とも事前相談を行い計画したものだが、この間の情勢の変化もあり、結果として不採用になったことは誠に遺憾である。</p> <p>本計画は、民間事業としての採算性を極限まで切り詰めた結果、一定の評価を得た道路整備、公園整備、文化財等の保全、緑地の無償提供を可能にしたものである。更に切り盛りをバランスさせることで、造成工事における搬出入車両も極力抑え、樹林地の改変との指摘についても消失緑地と創出緑地をほぼイコールとし、環境への影響も最小限にした合理的な計画である。</p> <p>委員会で指摘された課題の解決は、決して容易ではないが、今後とも指導をお願いしたい。</p>	<p>平成 17 年 3 月の都市経営執行会議では、都市計画提案制度という手続きで事業者の意向を受けていくことと、事業者と調整を進めるにあたっての基本的な考え方を確認したもので、本市としてこの計画を認めたということではありません。</p> <p>本計画提案については、都市計画道路整備、緑地の保全、水路整備及びホテルや貝化石・横堰の保全を一体的に行おうと計画されていることについては一定の評価ができます。しかし、瀬上市民の森に連なる既存樹林地を大幅に改変すること、一部に大規模集客施設の立地が可能となる近隣商業地域を指定すること等の課題があるため、本計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要はないと判断します。</p>